◎調達機関番号　005、006、007、008、009、011及び022
◎所在地番号　13
1　掲載日
平成22年10月15日（号外政府調達第194号）
2　訂正内容
⑴　73ページ２段目18行目「総合評定値通知書の写し」の次に「（ただし、平成23年９月１日以降に申請をする場合は、平成22年国土交通省告示第1175号により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）」を加える。
⑵　73ページ４段目36行目「１年７月前の日以後のもの」の次に「（ただし、平成23年９月１日以降に申請をする場合は、平成22年国土交通省告示第1175号により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）」を加える。
⑶　73ページ４段目39行目「含む者」の次に「及び平成23年８月31日までに申請をする場合で、各構成員の受けている経営事項審査が平成22年国土交通省告示第1175号により改正される以前又は以後のいずれかの審査基準によるもので統一されていない者」を加える。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成23・24年度において国土交通省の建設工事の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成23年３月11日
内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官
内閣府大臣官房会計課長　日下　正周

◎調達機関番号　005、006、007、008、009、011及び022
◎所在地番号　13
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］
経常建設共同体にあたっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等共同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び各構成員（「一般競争又は指名競争に参加する者の資格の審査及び格付けのための数値算定方法について」（平成13年１月６日付け官会第23号）に規定する各構成員をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。
2　再認定の受付時期及び場所
平成23年４月１日以降随時に、別記に掲げる受付機関において郵送により申請を受け付ける。
3　再認定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.e-procurement-cao.jp/choutatsujouhou.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、郵送により、次に掲げる申請書、添付書類及び「資格審査結果通知書」を送付するための郵便切手を貼付した定形用封筒とともに別記に掲げる提出先に提出するものとする。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式１－１）、②及び③を提出するものとする。
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）
②　総合評定値通知書の写し（ただし、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものに限る。）
③　共同企業体等調書（様式４）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合。）
⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率による換算した邦貨額を記載するものとする。
4　競争参加資格の再認定
競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとの総合審査数値の算定をもって再認定を行う。
5　再認定の結果の通知
「資格決定通知書」により通知する。
6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間
再認定の日から平成25年３月31日までとする。
別記　郵送による提出先
受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１
電　話　03―5253―2111（代表）

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成23年３月11日
国立大学法人長崎大学長　片峰　茂

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　42
○第３号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量　内視鏡医療診断・治療システム　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成23年度１月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　狭帯域光、蛍光、赤外光の処理・制御機能を備えたシステムであること。
B　上部・下部・十二指腸・気管支の各器官に使用できるビデオスコープを有していること。
C　オーバーチューブ方式のＦＰＤ（フラットパネルディテクタ）型Ｘ線透視撮影台で、90°／－90°であること。
D　セントラルモニタおよび医用テレメータは、ベッドサイドモニタや送信機と組み合わせて多数の患者の生体情報を同時にモニタリングすることが可能であること。
E　医療材料を保管・搬送することが出来るカートや棚・作業台を有していること。
F　モニターアームは天吊可能であり、その稼動範囲は200°以上回転できること。
G　電動診察台のサイズは、内視鏡検査に適したサイズであること。
H　内視鏡保管庫は、内視鏡を８台以上保管できること。
I　患者を搬送できる車椅子および電動昇降できるストレッチャーを準備すること。
J　内視鏡を洗浄・消毒することが可能であり、洗浄履歴を管理できること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成23年４月26日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒852―8501 長崎市坂本１－７－１　長崎大学病院調達管理課再開発室　佐藤富明　電話095―819―7587